

佐賀北警察署協議会開催結果の概要

令和8年3月4日

会 議	令和7年度 第3回 佐賀北警察署協議会
開催日時	令和8年2月20日（金）15：00～16：15
開催場所	佐賀北警察署 3階会議室
出席者	○ 協議会：会長以下11名 ○ 警察署：署長以下9名 計20名
議 事 概 要	
1 開会	
2 会長挨拶 先日出席した警察署協議会代表者連絡会議について報告をさせていただきたいと思っております。特に印象的だったことは、各署で様々な問題がある中で、その警察署独自の工夫や取組を行い、実践していることでした。 本会でも、様々な意見を出していただき、佐賀北警察署独自の取組を行っていくことができれば幸いです。 また、本会が令和7年度最後の協議会となります。皆様には沢山の意見を出していただくとともに、皆様が健康に来年度を迎えていただくことを祈っています。	
3 署長挨拶 皆様ご存じのとおり、本年4月から、自転車に係る一定の違反について、交通反則通告制度が適用され、いわゆる「青切符」の対象として反則金が課されることとなります。これは、取締りを行うことが目的ではなく、あくまで自転車の事故、違反が多発する現状を改善するための施策であり、事故が起きないように様々な指導をしていくことが肝要であると考えています。 本日は皆様に様々な意見を出していただき、県民の皆様の安心安全に資する会となることを願います。	
4 概況説明 各課長から説明を実施	
5 審議 委員： 概況説明の中に「公然わいせつ」の検挙に関する話が出てきたが、同様の事件は管内で多発しているのか。 警察： 管内でも公然わいせつ事件は数件発生しており、検挙もしている。通学中の児童に対する事案もあり、発生場所を正確に分析し、今後の予防、検挙につなげたい。 委員： 事業所の運転前後のアルコールチェックについてお尋ねしたい。お酒を飲んでいなくても、食後に検知したらアルコールチェッカーが反応したという話を聞いたこともある。 警察： 5台以上の普通車両を有する事業所は、警察署に届出をしていたが、安全運転管理者を指定する必要がある。安全運転管理者は、	

運転者に対し、運転前後にアルコールチェックをしなければならない。
食後のアルコール検知については、はっきりとした原因が分からないのでお答えできないが、適合機械の使用が推奨されているので、検知器を選定してみるのも一つの手だと思う。

委員： 警察官の方が巡回連絡に見えられるが、警察官を騙る詐欺被害が全国で発生しているため、疑心暗鬼になる。

警察： 少しでも不審に感じれば、警察署等に連絡をしてもらいたい。

委員： 神野小学校付近に速度規制のない道路がある。

警察： 中央線や車両通行帯がないいわゆる「生活道路」は、令和8年9月の改正道路交通法により、制限速度が時速60kmから時速30kmに引き下げられることとなっている。

委員： これまで時速60kmで走行可だった道路が、急に時速30kmに制限されるのは、運転者が対応できないのではないか。標識などは設置されるのか。

警察： 標識が設置されるわけではない。全ての中央線等がない道路が本規制の対象になるのではなく、あくまで住民の日常生活に利用される幅員の狭い「生活道路」に限定される。

委員： ストーカー被害に関する通報や相談は多いのか。

警察： 極めて危険性が高い被害や相談が頻発しているわけではないが、一定数の届出はある。

元交際者や夫婦関係にあった者がストーカーとしてつきまとったり、物を送りつけるなどをしているケースが多い。刑事事件として検挙可能である場合は躊躇無く検挙し、当事者同士を物理的に離間させることで相談者の安全を確保することを第一としている。

委員： 投資詐欺や警察官を騙る詐欺に騙された被害者は冷静さを欠く状態に陥るが、そのような時に被害を防ぐための方策はないか。

警察： 投資詐欺については、これからも引続き広報を継続していく。警察官騙りの詐欺については、「まず確認」をするということを徹底していただきたい。

委員： 受け子などの末端ではなく、特殊詐欺の主犯格等は捕まっているのか。また、捕まった犯人は、刑期がそこまで長いわけではないと聞いているが、再犯も多いのか。

警察： 主犯格は暴力団員や東南アジア等の海外を拠点としているケースも多く、警察庁主導により全国規模で捜査員を集め、検挙をしている。残念ながら現状として再犯は多い。

委員： 友人に、警察官を騙る詐欺電話がかかってきたことがあり、友人は所属、階級、氏名等を聞き直し、こちらから警察署に電話をかけ直す旨を伝えたところ、相手は即断電したとのことだった。やはり、確認することは重要だと認識させられた。

委員： 自転車の通行に関して、自転車は車道を走らなければならないのか、外側線の外を走らなければならないのか。また、歩道を通行する場合は、歩道のどの位置を通行しなければならないのか。

警察： 車道を通行する場合は、車道の左端を通行することが基本である。歩道は、自転車通行帯がある場合に自転車通行帯を通行しなければならない。子供や高齢者が歩道内を通行する場合は、車道寄りを通行しなければならない。歩道内で自転車同士で離合する場合は、車道側のエリアで離合可能である。

委員： 自転車の反則通告は16歳以上となっているが、同じ高校生でも誕生日を迎えた者と15歳の者がいる。

警察： 誕生日を迎えた16歳の者からが対象となる。

委員： 原則車道を通らなければ一律に違反となるというのは少し厳しいと感じる。

警察： 原則車道ということには他ならないが、前述のとおり、子供や高

齢者は歩道の通行が認められている。また、道路工事等、交通の状況に照らして、通行の安全を確保するためにやむを得ない場合などは規制の除外対象となる。

委員： シニアカーはどこを走らなければならないのか。シニアカーはお酒を飲んで運転してもよいのか。

警察： シニアカーは時速6km以下の速度しか出ず、その扱いは歩行者として扱われるため、歩道を通行できる。お酒を飲んだ状態での運転は控えていただきたい。

警察： 自転車の規制については皆様もそれぞれお考えがあると思うが、一つ一つの道路について規制の基準を設けていくことは物理的に不可能である。規制を設けると共に、適切な道路整備も推進していく必要があると考える。

委員： 横断歩道の色が白色以外の箇所があるのはなぜか。

警察： 自治体ごとの工夫である。以前、ブループロジェクトとあって、横断歩道が目立つように青色の塗色を推進した時期もあった。

委員： 今後、改正道路交通法が施行されるにあたり、除外規定を知らない子供や高齢者が、原則車道通行という決まりを守るあまり、事故に遭遇するケースが無いよう官民併せて広報に努めていただきたい。

警察： 承知した。

6 答申

第2回協議会において諮問を受けた「自転車の安全利用促進」について、会長が、

佐賀北警察署でこれまで取り組まれてきた

- 中・高校生に対する安全教育
- 自転車指導啓発重点地区・路線における交通指導取締り
- 自治体・学校等と連携した広報・啓発活動
- ヘルメット着用促進に向けた啓発活動
- 自転車利用者に対する交通反則通告制度導入の周知活動

に重点を置いた取組を強化していくとともに、

- 自転車利用者に対する交通ルールの遵守等に向けた安全利用意識の浸透
- 模擬コースを利用した実技指導など具体性のある交通安全教育
- 「交通安全子供自転車大会」への参加促進による自転車運転技術の向上
- 保護者世代に対する自転車安全利用教育の促進
- SNS等を利用した自転車安全利用に関する広報の拡充
- 悪質違反に対する交通指導取締りの徹底
- 交通安全施設（自転車専用通行帯等）の整備

に配慮し、自転車利用者等の交通安全意識と更なる交通マナーアップを図りつつ、自転車安全利用促進に向けた諸活動を一層推進していく旨の答申を行った。

7 閉会

8 視察等

ドローンを活用した災害救助訓練の視察